

【共通】

業務名：岩井配水池送水施設基本設計業務

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は、平成 30 年度に策定された「岩美町水道施設(陸上浄水場ほか)基本計画作成業務」において位置づけられた恩志浄水場から岩井配水池への送水を目的とした送水施設及び送水管路の基本設計である。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の「測量業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/45149.htm>)、「本業務仕様書」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		送水施設基本設計 1 式 送水管布設概略設計 1 式
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への手続き状況は以下のとおりである。 なお、これら以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。 ・国立公園管理者と、構造等について未協議である。 ・河川管理者と占用等について未協議である。 ・水路付替について、管理者と未協議である。 ・砂防指定地内の占用等について未協議である。 ・保安林解除について未協議である。 ・接続する国道管理者と、形状変更について未協議である。 ・埋蔵文化財について、町教育委員会と未協議である。
追加	1			地元関係者との交渉等		・業務期間内に事業説明会を行うこととしており、その結果を設計に反映させる必要があるため、調査職員に協議すること。 ・個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・設計報告書 1部 ・図面(A3縮小版) 1部 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 1部
追加				疑義等		本業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成 29 年 1 月 31 日付第 201600158128 号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方で「ワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
						受注者は初回協議時、ウィークリースタンスの取組み内容を協議することとし、業務完了時、技術企画課メールアドレス(gjutsukikaku@pref.tottori.lg.jp)に「ウィークリースタンス実施報告シート」(https://www.pref.tottori.lg.jp/274312.htm)を提出すること。
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、 https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				担当技術者の実施状況報告書		「鳥取県県土整備部測量等業務総合評価競争入札実施要領」(https://www.pref.tottori.lg.jp/94275.htm)第7条(2)ウに係る担当技術者(以下「主たる担当技術者」という。)を配置する場合の取り扱いは以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・担当技術者のうち、主たる担当技術者は3人までとする。 ・業務計画書において、担当技術者のうち、誰が主たる担当技術者であるか明確にすること。 ・原則、主たる担当技術者は、担当する業務の打合せに出席すること。 ・受注者は設計業務等が完了したときは、「担当技術者の実施状況報告書」を提出すること。
追加				真夏日以上の日に現場作業を見送った場合の履行期間の延長		真夏日以上の日(※)に、現地踏査、測量、ボーリング、調査等の現場作業の実施を見送った場合、見送った期間に相当する日数分、履行期間を延長することができる。 現場作業を見送った場合は、当該月の履行報告書に見送った期間に相当する日数の累計を明記すること。 履行期間の延長を希望する場合は、当該現場作業が完了した日以降に、履行期間の延長について調査職員と協議すること。 なお、見送った期間に相当する日数には、現場作業日数だけでなく、再準備等に要した日数も含まれる。 積上げる日数は日単位とし、半日、時間単位の作業予定であったとしても1日として加算する。 ※真夏日以上の日とは、予報値で湿球黒球温度(WBGT)28℃以上又は日最高気温が31℃以上の日をいう。 なお、夜間作業の場合は作業時間帯の予報値が湿球黒球温度(WBGT)28℃以上又は日最高気温が31℃以上の日をいう。
追加				熱中症対策に係る現場施設、設備に要する費用		熱中症対策に係る、主に現場の施設や設備に要する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上することができる。希望する場合は、施設・設備の種類、規模、設置期間及び概算費用について、事前に調査職員と協議すること。
追加				賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱い		本業務は「測量等業務における賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱い」(令和8年3月5日付第202500244570号県土整備部長通知)の対象である。 請求等の取扱いについては、 https://www.pref.tottori.lg.jp/326731.htm に掲載された本業務調達告示日時点で最新の取扱いによること。
追加				その他		

岩井配水池送水施設基本設計業務 仕様書

1. 業務の目的

本業務は、平成 30 年度に策定された「岩美町水道施設（陸上浄水場ほか）基本計画作成業務」において位置づけられた恩志浄水場から岩井配水池への送水を目的とした送水施設及び送水管路の基本設計である。

2. 業務対象

(1) 対象施設

恩志浄水場

(2) 対象場所

岩美町大字岩井地内ほか

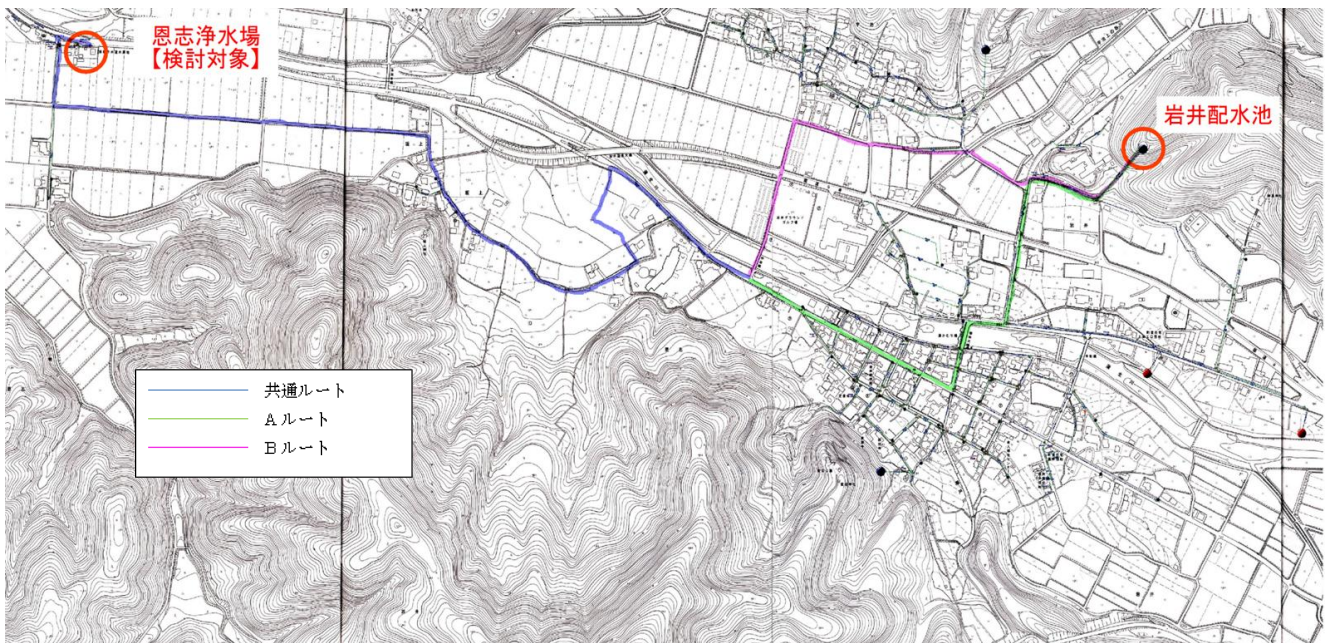


図-1 位置図

3. 業務の内容

本業務は、岩井配水池への送水施設の基本設計及び送水管路の概略設計であり、業務内容を以下に示す。

3-1 設計対象

(1) 送水施設基本設計（恩志浄水場）

送水量 $Q=520\text{m}^3/\text{日}$

- 1) ポンプ井・ポンプ室（土木・建築）
- 2) ポンプ設備（機械・電気）
- 3) 場内配管（土木）
- 4) 監視設備

(2) 送水管路概略設計（恩志浄水場～岩井配水池）

1) 送水管路

$\phi 100$ $L=$ 約 3,000m

3-2 業務内容

(1) 送水施設基本設計

岩井配水池への送水方法について既往の計画を基に、次に示す案について概略の検討（設計計画）を行い、送水方法を決定する。

- ・ 恩志浄水場浄水池に送水ポンプを設置する案
- ・ 恩志浄水場に岩井送水用専用施設を設置する案
- ・ 浦富配水池から直接送水する案

なお、決定案の基本設計の検討事項は次のとおりである。

- ① 基本条件の確認
- ② 配置計画
- ③ 施設計画
- ④ 仮設計画
- ⑤ 水理検討
- ⑥ 施工方法の検討
- ⑦ 維持管理及び運用方法の検討
- ⑧ 基本設計図書の作成
- ⑨ 概算工事費の算出

(2) 送水管路概略設計

岩井配水池への送水管路は既往の計画を基に、次に示す案について概略の検討（設計計画）を行い、決定する。

- ・ A ルート 岩井温泉街ルート
- ・ B ルート 宇治地区ルート

なお、概略設計における検討事項は次のとおりである。

- ① 資料収集
- ② 現地踏査
- ③ 地下埋設物調査
- ④ 設計計画
- ⑤ 概略工法検討
- ⑥ 図面作成

(3) 報告書

報告書は、当該基本設計及び概略設計業務に係るとりまとめの概算書を作成する。

4. 業務の期間

契約日から令和9年2月26日まで

※令和8年12月上旬までに次年度概算事業費を算出すること。

5. 成果品

- | | | |
|-------------------|-------|----|
| (1) 報告書 | A4版製本 | 2部 |
| (2) 議事録 | | 1部 |
| (3) 電子データ | CD-R | 一式 |
| (4) その他受託者が指示したもの | | |

6. 使用する主な図書及び基準

業務は、下記に掲げる関係法令及び図書に準拠して行うものとする。

- | | |
|----------------------|----------|
| ① 水道施設設計指針 2024 | (日本水道協会) |
| ② 水道維持管理指針 2006 | (日本水道協会) |
| ③ 水道施設耐震工法指針・解説 2009 | (日本水道協会) |
| ④ 水道工事標準仕様書 | (日本水道協会) |
| ⑤ 日本水道協会規格 (JWWA) | (日本水道協会) |
| ⑥ 日本工業規格 (JIS) | (日本水道協会) |

- | | |
|--------------------------------------|--------------|
| ⑦ 水理公式集 | (土木学会) |
| ⑧ コンクリート標準示方書 | (土木学会) |
| ⑨ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
－ 許容応力度設計法 － | (日本建築学会) |
| ⑩ 建築工事標準詳細図 | (公共建築協会) |
| ⑪ 公共建築設備工事標準図 機械設備工事編 | (公共建築協会) |
| ⑫ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編 | (公共建築協会) |
| ⑬ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編 | (公共建築協会) |
| ⑭ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 | (公共建築協会) |
| ⑮ 建築設備設計基準 | (公共建築協会) |
| | (全国建築研修センター) |
| ⑯ その他必要な基準及び仕様書 | |

7. その他

本仕様書に定めのない事項及び内容に合致しない事項があるときは、双方協議し定めるものとする。